

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県A市所在のB会社A営業所（以下「営業所」という。）に雇用され、営業職として業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、営業先の事務所の入口にあるタイルの段差に足を滑らせ転倒し、さらに段差先にある約3メートルのスロープを転げ落ち、請求人が運転してきた営業用の車両に激突し、全身を打撲した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害当日、一旦営業所に戻り、事故報告を行った後、Cクリニックに受診し「右膝皮膚欠損創、右手捻挫、筋肉痛（首～肩）」と診断され、平成〇年〇月〇日まで通院したほか、平成〇年〇月〇日には、Dクリニックに受診し「頭部打撲、頸椎捻挫、急性硬膜外血腫の疑い」と診断され、平成〇年〇月〇日まで通院し、平成〇年〇月〇日にはE皮膚泌尿器科Y整形外科に受診し「頸椎捻挫、両肩関節捻挫、右橈骨末端骨折、右手関節捻挫」と診断され、平成〇年〇月〇日まで通院した。このほか、G病院及びH病院にも受診し、入院・通院していた。

監督署長は、請求人に対し、本件災害に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給していたが、請求人の本件災害による受傷は療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）とした。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求を

したところ、監督署長は請求人に残存する障害の程度について、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に規定する障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級と認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の付加的判断

請求人は、全身において多数の神経症状を申し立てているが、本件災害発生以前から健康保険において不明熱や頸肩腕症候群等に係る受診歴が認められ、その中には、本件災害後に請求人が申し立てている神経症状と関連があると思われる「筋収縮性頭痛、頸肩腕症候群」が確認されている。

このような症状経過から、本件災害発生以前から何らかの原因による神経症状の出現があり、本件災害後には従前重篤でなかった症状が悪化し、請求人が申し立てている神経症状に至ったものと判断する。この神経症状については、請求人の私病が関与している可能性が高いと考えられるため、残存障害の評価の対象から除外して、本件災害に起因する神経症状の程度について評価すると、頸椎捻挫に係る頸部の神経症状については障害等級第14級「通常の労務に服することが

できるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」、仙腸関節捻挫に係る腰部の神経症状については障害等級第14級「通常の労務に服することができるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当する。頸部と腰部以外の神経症状については、本件災害以外の原因によるものであるとした監督署長の判断は妥当であると判断する。

以上のことから、請求人に残存する障害は、頸部の神経症状（第14級）と腰部の神経症状（第14級）が認められ、同系列の神経症状であることから併合して準用第14級に該当するものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。